

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第148期第1四半期（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 能成
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 糸井 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 糸井 誠
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目16番19号 りそな梅田ビル） 東海カーボン株式会社名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号名古屋国際センタービル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年5月14日に提出した第148期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

会計処理基準に関する事項の変更

3. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で表示している。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

会計処理基準に関する事項の変更

3. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

（訂正前）

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
会計処理基準に関する 事項の変更	<前略> 3. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用している。これにより営業利益が88百万円、経常利益が76百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が32百万円減少している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

（訂正後）

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
会計処理基準に関する 事項の変更	<前略> 3. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用している。これにより営業利益が88百万円、経常利益が76百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が6百万円減少している。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。